

あなたもできる ゲートキーパー研修会

日時 2月25日(火)

13時30分～15時30分

場所 下田総合庁舎6階第3会議室

内容 ゲートキーパーとは・自殺の現

状・声のかけ方、話しの聴き方、つなぎ
方など

料金 無料

申込期限 2月14日(金)まで

申込・問合せ先

県賀茂健康福祉センター福祉課

☎2420056

「耳の日」 きこえの相談会

日時 2月27日(木)・3月5日(水)

10時～正午・13時30分～16時

場所 沼津聴覚特別支援学校

対象 東部地区に在住する18歳以下の方

料金 無料

申込期限 2月17日(月)まで

申込・問合せ先

県立沼津聴覚特別支援学校

☎0555-921-3398

Fax 0555-923-5327

4月から 国民年金制度が変わります

○国民年金保険料の

2年前納制度が始まります

平成26年4月末の口座振替分より、割
引額のより大きな2年前納を利用するこ
とができます。

通常納付するより、約1万4千円もお
得になります。

申込期限 2月28日(金)

※2年前納は口座振替のみ利用が可能で
すのでご注意ください

そのほか、6か月前納や、1年前納制
度もあります。それぞれ割引があります
ので、ぜひご利用ください。

○保険料免除が2年前まで

さかのぼるようになります

国民年金保険料の免除の遡及期間はこ
れまで直前の7月まで(学生納付特例は
直前の4月)とされていましたが、平成
26年4月からは申請時点の2年1か月前
の分まで申請できるようになります。

申請先 健康増進課国保年金係

(窓) ☎2239222

○付加保険料を2年前まで

さかのぼって納付できます

付加年金は国民年金保険料に400円
上乗せして支払うことで、「2000円×
付加保険料納付月数」の金額だけ上乗せ
した年金を受け取ることができます。

この付加保険料は、さかのぼって支払
うことができますでしたが、平成26年
4月からは過去2年分まで納付できるよ
うになります。

○その他のおもな改正点

- ・ 父子家庭にも遺族基礎年金が支給され
ます
- ・ 障害年金などを受給し、法定免除を受
けていても国民年金保険料の通常納付
ができるようになります。
- ・ 未支給年金の支給範囲が拡大され、お
じ・おばや甥・姪なども受給できるよ
うになります。

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 三島年金事務所

☎0555-973-1166

